

事務連絡
平成26年10月31日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各 国 公 私 立 大 学
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
佐藤 安 紀

文部科学省高等教育局学生・留学生課長
渡 辺 正 実

「エボラ出血熱の国内発生を想定した行政機関における基本的な対応
について（依頼）」を踏まえた留学生交流に関する対応等について

留学生交流に関する感染症への対応については、「留学生交流に関する感染症への対応について」（平成26年8月25日付け事務連絡）により対応をお願いしたところです（別添1参照）。

昨今の海外情勢（ギニア、リベリア、シエラレオネ及びコンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生等）を踏まえ、今般、厚生労働省健康局結核感染症課より、各都道府県等行政機関に対し、「エボラ出血熱の国内発生を想定した行政機関における基本的な対応について（依頼）」（平成26年10月24日付健感発1024第3号）が発出されました（別添2参照）。

このため、各大学等におかれても、海外に派遣する日本人学生等及び海外から受け入れる留学生への対応について、同通知及び下記の点に留意し、検疫所（検疫所の支所及び出張所を含む。以下同じ。）、保健所、行政機関及び医療機関に協力するとともに、安全確保に細心の注意を払い、学生等及び教職員へ周知徹底するなど、適切な対応をお願いします。

あわせて、何らかの問題等が発生した場合は、下記担当まで御連絡をお願いします。

また、厚生労働省等における対応については、今後の状況により適宜見直される可能性がありますので、同省ホームページなどから最新の情報を入手の上、対応されるようお願いいたします。

記

1. 検疫所が行うギニア、リベリア、シエラレオネ又はコンゴ民主共和国からの帰国・入国に際しての自己申告及び健康監視の学生等への周知

各大学等においては、検疫所における次の（１）及び（２）の対応等を踏まえ、海外に派遣する日本人学生等及び海外から受け入れる留学生に対し、アフリカのギニア、リベリア、シエラレオネ又はコンゴ民主共和国（以下「エボラ出血熱の発生国」という。）からの帰国・入国に際しては検疫所の指示に従うよう周知徹底するとともに、指示内容を把握し、適宜当該学生等に対するフォローをお願いします。

（別添２「別添：エボラ出血熱疑い患者が発生した場合の自治体向け標準的対応フロー（平成26年10月24日版）」参照）

- （１）全ての入国者・帰国者に対し、発熱等の症状（以下「症状」という。）の有無に関わらず、到着前21日以内のエボラ出血熱の発生国の滞在歴を自己申告するよう呼びかけるとともに、全ての入国者・帰国者に対し、到着前21日以内のギニア、リベリア及びシエラレオネの滞在歴を確認することができるよう、各空港における検疫所と入国管理局の連携を強化し、滞在歴が把握された者（検疫法（昭和26年法律第201号）に基づき隔離又は停留の措置を受ける者を除く。）については、上記３か国を出発後21日間において１日２回の健康状態を確認（健康監視）することとしたこと。
- （２）入国者・帰国者のうち、到着前21日以内にコンゴ民主共和国滞在歴はあるが症状がない者で、到着前21日以内に、エボラ出血熱患者の体液等との接触歴がある者は健康監視を、また、接触歴がない者は、自己管理を促す「健康カード」の配布をすることとしたこと。

2. 学内の危機管理体制の確認

エボラ出血熱の疑似症患者又はエボラ出血熱の感染が疑われる患者が発生した場合を想定し、最寄りの保健所及び特定又は第一種感染症指定医療機関をあらかじめ確認し、万が一、患者が発生した場合の学内関係部署及び関係機関への連絡や患者の搬送方法等の手順など、学内の危機管理体制について、改めて確認するとともに、学内関係部署への情報共有をお願いします。

3. 文部科学省担当者への情報提供

各大学等において、平成26年10月1日以降新たにエボラ出血熱の発生国より、留学生の受入れ又は海外に派遣する日本人学生等の帰国の予定がある場合は、文部科学省の下記担当まで情報提供をお願いします。

また、検疫所、保健所、行政機関及び医療機関から、海外に派遣する日本人学生等及び海外から受け入れる留学生について、エボラ出血熱の疑似症患者又はエボラ出血熱の感染が疑われる患者が発生した旨の連絡があった場合は、各大学等において適切に対応するとともに、速やかに文部科学省の下記担当まで情報提供いただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省（代表：03-5253-4111）

＜専修学校、各種学校について＞

生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

専修学校第一係（内線：2939）

（夜間・休日：6734-2939）

＜大学、短期大学、高等専門学校について＞

高等教育局学生・留学生課留学生交流室

政策調査係（内線：3433）

（夜間・休日：6734-3360）

【別添資料】

別添1：「留学生交流に関する感染症への対応について」（平成26年8月25日付事務連絡）

別添2：「エボラ出血熱の国内発生を想定した行政機関における基本的な対応について（依頼）」（平成26年10月24日付健感発1024第3号）

【関連情報ホームページ】

（厚生労働省ホームページ）

- ・「エボラ出血熱について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>

- ・「感染症指定医療機関の指定状況」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/20140811_02.pdf

- ・「特定・第一種感染症指定医療機関設置状況（地図）」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/20140811_03.pdf

（厚生労働省検疫所）

<http://www.forth.go.jp/>

（国立感染症研究所）

<http://www.niid.go.jp/niid/ja/>

（独立行政法人国立国際医療研究センター国際感染症センター）

<http://dcc-ncgm.jp/>

（外務省海外安全ホームページ）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

（世界保健機関（WHO））

<http://www.who.int/en/>

事務連絡
平成26年8月25日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各 国 公 私 立 大 学
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
佐藤安紀

文部科学省高等教育局学生・留学生課長
渡辺正実

留学生交流に関する感染症への対応について

留学生交流に関する感染症への対応について、昨今の海外情勢（ギニア、リベリア、シエラレオネ及びナイジェリアにおけるエボラ出血熱の発生等）も踏まえ、各大学等におかれては、感染症に関する最新情報を外務省、厚生労働省及び世界保健機関のホームページから入手するとともに、安全確保に細心の注意を払い、学生等及び教職員への周知徹底に配慮する必要があります。

このため、海外に派遣する日本人学生等及び受け入れる外国人留学生への対応については、下記の点に留意するなど適切な対応をお願いします。

あわせて、何か問題等が発生した場合は、下記担当まで御連絡をお願いいたします。

記

1. 外国人留学生の母国等における連絡先の確認

緊急時に外国人留学生の状況を適切に家族や派遣元大学等へ連絡できるよう、あらかじめ、外国人留学生の母国あるいは日本国内の緊急連絡先を把握するとともに、派遣元大学等との情報交換を行う等、連絡先の確認をしておくようお願いします。

2. 外国人留学生が理解しやすい周知の工夫

オリエンテーション、掲示、学内LAN等において周知される、感染症の予防方法、最寄りの医療機関や感染症が疑われる場合の専門機関の情報などが、日本語の理解が不十分である外国人留学生にも確実に伝わるものとなっているか検証するとともに、必要に応じて改善を図るようお願いします。

その際、緊急時のワンストップによる相談窓口の確保や、外国人の診療に信頼のおける病院の情報を得るなど学内体制の再確認を行うようお願いします。

3. 国民健康保険加入等の案内

病気やケガの治療費は外国人留学生にとって高額な出費となる場合があります。このため、留学期間が1年以上の外国人留学生については国民健康保険の加入を指導するとともに、1年以内の外国人留学生については感染症への治療にも対応する外国人留学生向けの旅行保険等にあらかじめ加入しておくよう勧めてください。

4. 海外へ派遣する日本人学生等に対する指導

海外へ派遣する日本人学生等に対して、連絡先の確保、外務省の渡航情報による相手国の感染情報の把握、必要な予防接種や感染症の予防方法の確認、在外公館への連絡方法、病院の情報把握、感染症への治療にも対応する旅行保険等への加入等について、あらかじめ指導するようお願いします。

5. 海外から帰国する日本人学生等及び入国する外国人留学生に対する指導等

感染症の発生国・周辺地域から帰国する日本人学生等及び入国する外国人留学生に対して、各大学等において感染症の潜伏期間における健康状態の適切な把握等に努めるとともに、感染症のような症状を呈した場合は、直ちに保健所に相談の上、医療機関等で受診する等、あらかじめ指導するようお願いします。

6. 交流先大学との連携

大学間交流協定を締結する大学間における短期留学（受入れ及び派遣）にあつては、感染症の影響により、十分な授業参加ができない場合や途中で帰国せざるをえない場合等が考えられるため、そのような場合には、日本人学生等及び外国人留学生本人が不利益を被らないような単位取得条件の協議を行う等、交流先大学との連携を図るようお願いします。

○ 関連情報ホームページ

(外務省海外安全ホームページ)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(厚生労働省検疫所)

<http://www.forth.go.jp/>

(国立感染症研究所)

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/>

(独立行政法人国立国際医療研究センター国際感染症センター)

<http://dcc-ncgm.jp/>

(世界保健機関 (WHO))

<http://www.who.int/en/>

【本件連絡先】

文部科学省（代表：03-5253-4111）

生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

専修学校第一係（内線：2939）

高等教育局学生・留学生課留学生交流室

政策調査係（内線：3433）

健感発 1024 第3号
平成 26 年 10 月 24 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

エボラ出血熱の国内発生を想定した行政機関における基本的な対応について(依頼)

平成 26 年 8 月 7 日 付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「エボラ出血熱に関する対応について(情報提供)」及び平成 26 年 10 月 3 日 付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「エボラ出血熱に関する対応について(情報提供)」により、日本国内でエボラ出血熱の感染の疑いがある者が発生した場合の手続等について、再点検をお願いしたところです。

今般、平成 26 年 10 月 24 日 付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知「エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について(依頼)」により、管内の医療機関におけるエボラ出血熱の国内発生を想定した対応について依頼をしたところです。ついては、貴団体においては、下記の対応について、遺漏なきようお願いいたします。

なお、平成 26 年 8 月 7 日 付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「エボラ出血熱に関する対応について(情報提供)」及び平成 26 年 10 月 3 日 付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「エボラ出血熱に関する対応について(情報提供)」については、廃止します。

記

1 対応

- ギニア、リベリア、シエラレオネ又はコンゴ民主共和国からの入国者及び帰国者が発熱等の症状を呈した場合は、最寄りの保健所に連絡が入るものであること。
- 発熱症状に加えて、ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去 1 か月以内の滞在歴が確認できた者は、エボラ出血熱の疑似症患者として取り扱うこと。
- 管内の医療機関から、エボラ出血熱の疑似症患者の届出がなされた場合、直ちに厚生労働省健康局結核感染症課に報告するとともに、当該疑似症患者について当該医療機関での待機を要請した上で、当該疑似症患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関へ移送すること。
- 有症状者からの電話相談により、発熱症状に加えて、ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去 1 か月以内の滞在歴が確認できた場合は、当該者はエボラ出血熱への感染が疑われる患

者であるため、自宅待機を要請すること。自らの職員をして当該者をエボラ出血熱の疑似症患者と診断した場合、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関へ移送すること。また、エボラ出血熱の感染が疑われる患者を把握した場合、直ちに厚生労働省健康局結核感染症課に報告すること。

- 有症状者又は医療機関からの連絡を常時受けられる体制を整備するとともに、それに応じて迅速に対応できる体制を構築すること。
- 移送については、地域の実情に応じて、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関の専門家に対する協力依頼、消防機関との連携体制の構築など、必要な調整をあらかじめ関係機関と済ませておくこと。
- 対応の方法や流れなどをあらかじめ具体的に決めておくことにより、担当者は迅速な対応が取れるようにしておくこと。

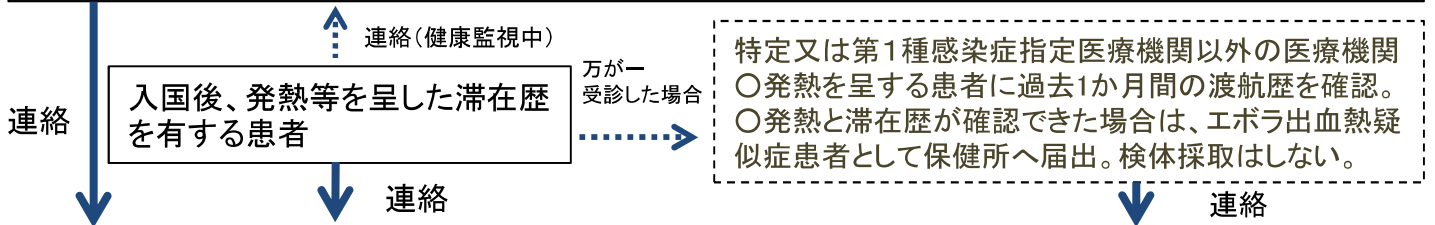
2 参考

- 別添:エボラ出血熱疑い患者が発生した場合の自治体向け標準的対応フロー
(平成 26 年 10 月 24 日版)
- 「エボラ出血熱について」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/ebola.html>

エボラ出血熱疑似患者が発生した場合の自治体向け標準的対応フロー(ステップ1)(※)
 平成26年10月24日版 ※当該対応は、今後の状況により変更予定 (別添)

検疫所

- 空港におけるサーモグラフィーによる体温測定
- 全ての入国者・帰国者に対して、各空港会社の協力も得つつ、症状の有無に関わらず、過去21日以内の西アフリカのギニア、リベリア、シエラレオネ又はコンゴ民主共和国の滞在歴を自己申告するよう、呼びかけ。
- 全ての入国者・帰国者に対して過去21日以内のギニア、リベリア、シエラレオネの滞在歴を確認することができるよう、各空港における検疫所と入国管理局の連携を強化。ギニア、リベリア、シエラレオネへの21日以内の滞在歴が把握された者については、21日間1日2回健康状態を確認(健康監視)。
- コンゴ民主共和国の過去21日以内の滞在歴があり症状がない者のうち、過去21日以内に、エボラ出血熱患者※の体液等との接触歴がある者は健康監視、接触歴がない者は健康カードを配布。※疑い患者含む
- 隔離、停留する場合、特定又は第1種感染症指定医療機関へ搬送。
- 健康監視者の健康状態に異変があることを検疫所が把握した場合は、都道府県等へ連絡。



保健所(ただし、検疫所からの連絡は都道府県等)

- 発熱と過去1か月以内の流行地域の滞在歴を有するエボラ出血熱を疑われる患者情報を探知した場合は、当該者の自宅待機を要請する。
- エボラ出血熱疑似症患者に準じ、移送を決定し、都道府県へ報告。都道府県から厚生労働省に報告。(自宅にて診断※1)

保健所

- 届出を受け、都道府県は厚生労働省へ報告。
- 医療機関での待機を依頼し、特定又は第1種感染症指定医療機関へ移送を決定。

自治体による移送※2及び入院勧告・措置

特定又は第1種感染症指定医療機関(感染症病床内)

- 発熱などの症状や所見、渡航歴※3、接触歴※4等を総合的に判断し※5、保健所と検査の実施について相談を行う。
- 検査を実施する場合は、検体(血液(血清含む)、咽頭拭い液、尿等)の採取を行う※6。

保健所

- 症例についての概要を取りまとめ、都道府県等へ報告
- 検査の実施を都道府県等と相談

都道府県等

- 厚生労働省へ報告、検査の実施について厚生労働省と相談
- 検査の実施を決定
- 国立感染症研究所へ検査依頼

厚生労働省

- 専門家の意見も踏まえ、検査の実施の有無について助言
- 検査を実施する場合には、国立感染症研究所へ検査依頼

検査を実施しない場合
 行政による対応終了
 (入院勧告・措置解除)
 注)必要があれば、フォロー

検査を実施する場合

検査を実施する場合の自治体向け標準的対応フロー(ステップ2)へ

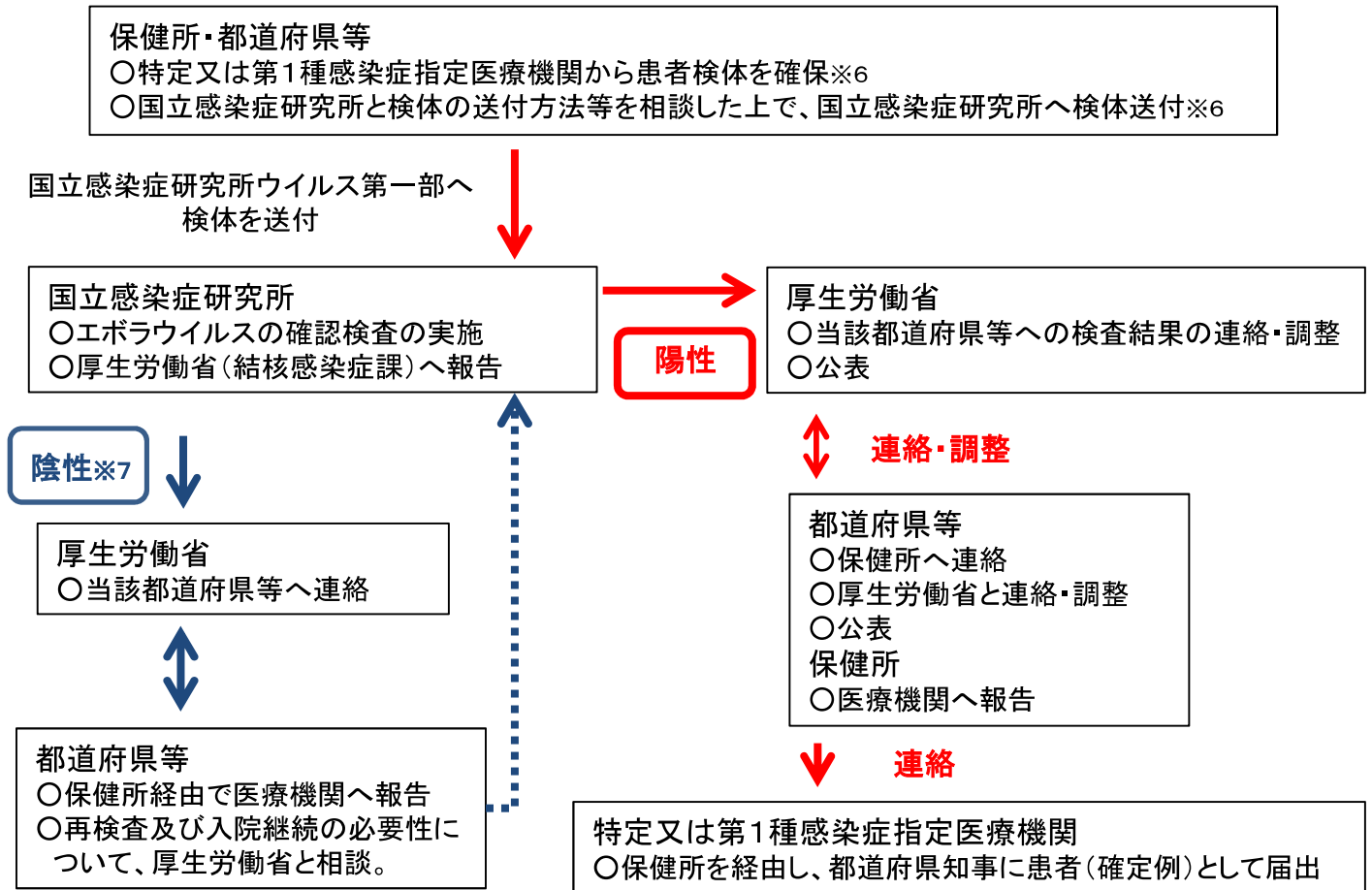
※1 医師の資格を有する職員がエボラ出血熱疑似症患者の診断を行うこと。
 ※2 地域の実情に応じて、特定又は第1種感染症指定医療機関の専門家への協力依頼や消防機関との連携等、必要な調整をあらかじめ関係機関と行うこと。
 ※3 現在流行している地域は西アフリカのギニア、リベリア、シエラレオネ
 ※4 これまで発生のあるアフリカ地域は、上記※3に加え、ウガンダ、スーダン、ガボン、コートジボアール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ナイジェリア、セネガル、マリ。エボラ出血熱患者やエボラ出血熱疑似患者の血液などの体液等との直接接触や現地のコウモリなどとの直接的な接触
 ※5 鑑別を必要とする疾患は、他のウイルス性出血熱、腸チフス、発しんチフス、赤痢、マラリア、デング熱、黄熱等
 ※6 エボラ出血熱診断マニュアル(国立感染症研究所 病原体検出マニュアル http://www.nih.go.jp/niid/images/lab-manual/ebora_2012.pdf)を参照

検査を実施する場合の自治体向け標準的対応フロー(ステップ2)(※)

(別添)

平成26年10月24日版

※当該対応は、今後の状況により変更予定



※6 エボラ出血熱診断マニュアル(国立感染症研究所 病原体検出マニュアルhttp://www.nih.go.jp/niid/images/lab-manual/ebora_2012.pdf)を参照

※7 検査結果が陰性であっても、発症後3日以降の再検査を検討する。